

開発プロセス管理と援助 ベトナム出張報告

GRIPS 開発フォーラムで取り組んでいる「開発プロセス管理と援助」調査の一環として、2006年6月12日～16日にベトナムを訪問した（調査チームは大野泉・島村真澄、訪問先は別添1参照）。現在、本調査は対象国（タイ、マレーシア、フィリピン）の現地調査を終えて、分析・報告書とりまとめの段階にある。今回のベトナム出張は、主な読者と想定している途上国政府や現場の開発援助関係者に中間報告を行い（VDF ワークショップ¹、ハノイ開発勉強会、個別面談）、GRIPS 調査の分析や打ち出そうしている方向の妥当性について意見交換すること、ベトナムの開発行政の現状や関係者の問題意識について情報収集を行い、同国で援助効果向上や能力開発に取り組んでいく際の留意点に理解を深めることが主目的であった。また、これに先立ち6月9日～10日にニャチャンで開催された中間 CG 会合にもオブザーバー参加（島村）する機会を頂いた（別途、参加報告を参照 <http://www.grips.ac.jp/forum/pdf06/0606missionCG.pdf>）。在越日本大使館をはじめ、JICA ベトナム事務所、JBIC ハノイ事務所等、今回出張に際し、ご協力頂いた関係者の皆様に心から感謝したい。

以下、当方調査に対して現地関係者から示された視点・関心事項、ベトナムの中央経済官庁の役割・機能を考える際の留意点・現状の課題、今後の調査の進め方を中心に記す。

1. GRIPS 調査の分析・方向性に関する意見交換

(1) 中間報告の骨子

（配布資料は、「開発プロセス管理と援助」ウェブサイトからダウンロード可

<http://www.grips.ac.jp/forum/aidmgt/index.htm>）

- ・ 本調査は開発プロセスの自立的管理に取り組んできた東アジアの先行国の経験（タイとマレーシア、主に1970～80年代）に焦点をあてて、開発計画策定・予算化・実施や援助受入れにおいて中央経済官庁が果たした役割、他機関との調整メカニズムを中心に分析するものである。比較の視点から、1986年の民主化を転機として地方分権化のもとで現在、中央経済官庁の機能強化に努めているフィリピンの経験も分析に含めている（主に80年代末以降）。これらの分析を通じて、途上国の視点にたつて、能力開発や援助効果向上といった課題に取り組むうえでの示唆を導くことを意図している。
- ・ 今回の中間報告に際し、当方から、3ヶ国の中央経済官庁の役割と実際の機能（開発行政制度の設計、開発計画を軸とした予算・公共投資計画・援助のアラインメント等）、タイ政府

¹ Vietnam Development Forum (VDF), <http://www.vdf.org.vn>

による東部臨海開発計画のマネジメントの事例分析（第5・6次五ヵ年計画における重点開発課題、構造転換期にあるタイが初めて複合的な大規模インフラ整備に取り組んだ事例）の2種類のプレゼンテーションを行った。前者では、中央経済官庁の調整メカニズムの国ごとの多様性ととも、リーダーシップの役割やそれを支えたテクノクラート官僚の能力、重点開発課題の達成にむけた資源配分とマクロ経済安定を確保する制度設計の重要性を強調した。後者では、東部臨海開発計画を「成功」させた主要因として、国民の利益を重視した、強いリーダーシップ、意欲ある有能なテクノクラート官僚の役割、強力な中央経済官庁、特別な計画・実施体制の設置、実態として有効に機能した調整メカニズム、外部要因を指摘した。

(2) 調査全般に関するコメント

- ・ 多くの面談者から、東アジアの先行国が構築した開発行政制度、中央経済官庁を中心とした調整メカニズムについて複数のモデルを提示しようというGRIPS調査の試みは、制度構築に取り組んでいる途上国にとって非常に有用との見解が示された。VDFワークショップにおいても、タイやマレーシアのモデルのベトナムへの妥当性について活発な議論が行われた。また、中央経済官庁の実際の機能に影響を与える要因として、リーダーシップやテクノクラート官僚の役割、政府と議会の力関係の重要性についても認識を共有した。
- ・ タイの東部臨海開発計画のように国の方向性を左右する戦略的インフラの整備は日本として引続き支援していくべきで、仮に地方分権化が進んでも中央政府が取り組む課題であるとの問題意識に基づき、途上国政府が限られた資金を有効活用できるように大規模インフラのマネジメント体制の事例を示すことは、途上国のみならず、日本の関係者にとっても（制度構築支援に取り組む際に）有用との見解も示された。具体的な関心事項として、調整メカニズムにどのようなステークホルダーを入れたか、資金ミックスのあり方は如何か、等の指摘があった。
- ・ 同時に、調査のプレゼン方法について幾つかの検討事項も示された。
 - 分析対象として中央経済官庁の役割、公的アクター（政府関係機関、ドナー）との調整メカニズムに焦点をあてているが、前提となる問題意識をより明確に示すことが望ましい（例えば、援助効果向上の取組みへの問題提起を重視するのであれば、援助マネジメントを支える「カントリーシステム」構築のあり方を考察するという切り口）
 - 先行国が構築した開発行政制度、中央経済官庁の役割・機能は、これらに影響を与えたリーダーシップやテクノクラートの役割も含め、時代の変遷と共に変化してきていると考えられる。同観点から、制度変革がおこるダイナミズムについての分析があると一層興味深い。
 - 「開発プロセス管理」に関し、民間セクターの活動こそが開発パフォーマンスに重要な影響を与えるという見方もある。本調査は事例を含めて、民間セクターや産業政策の扱いは限定的になっているが、民間セクターの取り扱いは如何に。
 - 本調査は中央経済官庁の役割の重要性を強調しているが、地方分権化、参加型意思決定プロセスといった今日的な課題への取組みについての示唆があると尚よい。
 - 事例分析に関し、「意欲ある有能なテクノクラート官僚」の出現を可能とした要因について客観的なデータの提示があるとよい（例えば、学歴・留学経験、給与水準）。

(3) ベトナムの開発行政の現状をふまえた関心事項、問題意識

- ・ ベトナムでは市場経済に基づく制度が未整備で、西側諸国からの ODA 導入も 1993 年以降と比較的歴史が浅いことから、多くのベトナム関係者から、本調査を通じて複数のモデルに理解を深めることは、めざすべき方向を考えるよい出発点になるとの見解が示された。さらに、ベトナムが直面する課題という観点から、今後より学びたい点として以下の指摘があった(ベトナム特有の課題の詳細は、次項 2 . を参照)。
- ・ 開発資金の動員・配分： タイやマレーシアが開発資金を動員した際に、発展段階に応じて資金ミックスがどのように変遷していったか(自己財源、ODA、FDI、その他民間資金等)。ODA 動員の動機に関し、東アジアの先行国が ODA を単なる資金源のみならず、その有効活用を通じた「触媒」効果(例えば、国際金融市場に参加するプロセスでの信頼関係の醸成)を意識していた可能性への洞察。
- ・ 中央経済官庁の調整メカニズム、大規模インフラのマネジメント体制の多様な選択肢： ODA による運輸プロジェクト汚職問題(PMU#18)の発覚、計画投資省(MPI、計画と開発予算担当)と財務省(MOF、経常予算担当)の調整が不十分で中期支出枠組み(MTEF)のパイロット導入が試みられていること等をうけて、多くのベトナム関係者から、タイやマレーシアの中央経済官庁の調整メカニズムや大規模インフラのマネジメント体制について、以下のような関心が示された。
 - 予算策定における、マレーシアの首相府 EPU と財務省の補完的關係(競合的でない)
 - タイの東部臨海開発計画のマネジメント体制に関し、「中央集権型」vs.「分権型」、プログラム化にどう取組んだか。ベトナムへの適用可能性という観点から、リーダーに権限集中することの是非、チェックアンドバランス機能のあり方、等。
- ・ 地方分権化： 新予算法の施行(2002 年制定、2004 年施行)に伴い歳出の約 5 割は地方省レベルが担うようになったこと、公共投資事業の決定プロセスにおいてセクター省庁や地方省の権限が拡大したこと²、改定中の ODA 政令 17 号(案)において F/S の承認権限やドナーへの案件申請に関し大幅な分権化が検討されていること等をふまえ、分権化プロセスでの援助マネジメントのあり方について強い関心が示され、他国の経験に理解を深めたいとの要望もだされた(分権化の速度・対象・シーケンス、等)。特に MPI 対外経済関係局の幹部は、以下の点から分権化のもつジレンマを強調していた。
 - ODA 動員において、今後は譲許的資金の比率が減り準商業的な資金が増えていくことが予想され、各資金の活用の割合や役割等について戦略的なアプローチが求められている。全般的な流れとして分権化を推進する一方、国家の開発戦略やマクロ経済運営等の観点から ODA の案件選定・実施監理・債務管理等を慎重に行う必要があること。
 - セクター省庁や地方省の能力はまだ不十分で、能力強化や意識改革が急務であること。

² Forsberg, L. T and Kokko, A. "The Role of Donors in the Vietnamese Development Planning," (pp.12-13) in Kokko, A (ed.) Vietnam's 20 Years of Doi Moi Review, UNDP (forthcoming).

2. ベトナムの中央経済官庁の役割・機能を考える際の留意点、及び現状の課題

(1) 現状認識

- ・ 計画経済から市場経済への移行、(西側諸国からの)ODA 受入れを含む国際金融システムへの統合、中央集権的システムから分権化の推進、といった流れの中で、ベトナム政府は以下のような固有の課題に直面している。
 - 政府の制度・システムが未整備 (ODA の受入れ体制を含め)
 - 政府内の調整メカニズムが不十分(中央経済官庁間、中央経済官庁とセクター省庁、中央省庁と地方省)
 - 公共事業の形成・準備・実施、事業の持続性、援助効果の確保等の問題について、政府関係者の意識改革・能力強化が急務(特にセクター省庁や地方省レベル)
 - 政治システムに起因する固有の意思決定メカニズムが行政プロセスに大きく影響
- ・ こういった課題のもと、面談したベトナム政府関係者の多くから、ODA に係わるシステムから改善・近代化を図り、ODA での試験的な実施等を経て、国内公共投資事業を含む公共支出全体の制度改革に取り組んでいく意向が示された。このようなアプローチは、援助効果向上のための「パリ宣言」をベトナムの視点から現地化した「ハノイ宣言」でも大きな特徴として認識されている。すなわちベトナム政府および現地の援助関係者の問題意識は、従来の、ODA 資金をいかに効率的に活用していくかという観点から、ベトナムの公共財政管理や公的マネジメントといった「カントリーシステム」をいかに改善していくかという点に移行してきている。そして、ODA での取組みの好事例をベトナムの公共事業全体にも replicate させ、ベトナムのキャパシティ向上に貢献しようという努力が始まっている。かかる制度改革は、(ODA 受け入れ・国内資金活用等)資金ソースを問わず重要であるが、他方、(3)で後述するベトナム固有の政治と行政の関係もあり、ODA チャンネルを通じた制度改革が政府システム全体に波及する可能性・速度については現実的な判断が必要とも思われる。

(2) 開発計画や公共投資計画の策定・実施、援助受入れに関する具体的な課題

<計画プロセス>

- ・ ベトナムでは中央政府、セクター省庁、地方省レベルでも計画文書を策定しており、多くの戦略文書が存在するが、それぞれの文書の質が確保されておらず、相互のリンケージも弱い。五ヵ年計画・公共投資計画・年次計画・予算とのリンケージの強化・質の確保を通じた財政管理の効率化が必要で、関係省庁間の調整メカニズムの強化や計画策定能力の強化が不可欠である。
 - 五ヵ年計画、公共投資計画ともに予算配分を規定するものではなく、計画と予算のリンクが弱い。
 - 公共投資計画はリストとして存在するが、総額は(実施能力やマクロ経済の観点も含め)現実的に実施可能な水準よりも大きい。
 - 年次計画と五ヵ年計画の整合性も弱く、実際の毎年の予算配分と乖離。年次予算に含まれているプロジェクトの相互関係も弱い。
 - MPI は開発計画策定と開発予算を、MOF は経常予算と既往事業(内貨予算、カウンターパートファンド)を担当しているが、国家予算全体を統合的に所管する政府機関が存在しないため、公共投資の維持管理費用も勘案した効率的な予算策定が不十分。

- 分権化が進む中で、地方・セクターレベルでの計画担当者の意識改革、計画策定能力の向上、ODA を含む公共財政管理の改善が急務³。

< 公共投資事業の形成・実施（ODA を含む） >

- ・ 公共投資事業の手続き・承認等に係わる法的枠組みの整合性・透明性が欠如しており、法律・規則の遵守が不十分。また、ODA 事業と公共投資事業の法的枠組みも整合的でない。
 - 法律・規則を起草するプロセスで、関係省庁間の緊密な調整・連携が欠如しており、最終的には担当省庁の意向を踏まえたものになっている。本来は、首相府が総合調整を行って法律・規則間の整合性を図る必要があるが、実際には首相府の調整権限は限定的。
 - ODA 実施に直接関係する諸規定(ODA 政令 17 号⁴、調達法⁵・調達政令 66/88 号⁶、公共事業建設・投資政令 52/12/7 号⁷、建設法⁸・建設管理政令 16 号⁹等)は存在するが、互いに齟齬があり、実際の運用については、ケース・バイ・ケースによる対応がなされているなど不透明。
- ・ ベトナム政府の ODA 事業の案件形成・準備・実施に係わる手続きが簡素化されておらず、透明性が不足しており、国内の公共投資事業と比べてコストが増大している。
 - ODA の形成・準備・実施にあたっては、国内公共投資事業の実施に必要な手続きに加えて、ドナーから資金提供を受けるために必要な手続きもあり、複雑化。
 - 国内公共投資事業に係わる投資・調達・建設管理の規定は改訂され、権限委譲が進んでいるが、ODA 政令 17 号は大規模 ODA 事業(グループ A)の計画(および計画変更)承認については首相府決裁(その後の準備・実施段階での各承認もこれに準じて首相決裁)。ODA についての権限委譲の遅れがボトルネックとなり、事業遅延の原因の 1 つになっている。
 - 面談を行った MPI 対外経済関係局の幹部によると、改訂作業中である ODA 政令 17 号では、F/S の承認権限を含め大幅な分権化が図られる見込み。現時点で正式な承認は得られていないが、ドラフト段階での具体的な案件形成プロセス(案)は別添 2 のとおり。
- ・ ベトナム政府の ODA の案件形成・準備に必要な手続きと、ドナー側の手続きは必ずしも調整されておらず、相互に齟齬を来している場合がある。
 - 公共投資事業の F/S の質の問題(F/S でカバーされる項目については両者間で大差はないが、ベトナム側 F/S は各項目の中身に問題あり→計画経済時の認識のまま「こうあるべき」ベースでスコープ、コスト、スケジュール等を決定し、経済性を計算しているため、

³ ドナーによる CPRGS roll-out のイニシャティブが進展中。ホアビン省では JICA が能力向上支援を実施。

⁴ ODA 政令 17 号(2001 年施行、MPI 主管)：ODA の受入れ・ODA 事業の実施に係わる規定。公共事業建設・投資政令 52 号、調達政令 66/88 号を補完するかたちで定められている。

⁵ 調達法(2005 年 11 月国会承認、MPI 主管)：公共投資事業の調達に係わる包括的な法令。

⁶ 調達政令 66 号(2003 年施行)/88 号(1999 年施行)、MPI 主管：調達法傘下の政令。公共投資事業における物資・サービス・コンサルタントの調達について規定。

⁷ 公共事業建設・投資政令 52 号(1999 年施行)、12 号(2000 年施行)、7 号(2003 年施行)、MOC 主管(投資と建設の双方が含まれており、実際には MPI と MOC の共管的文書)：公共投資事業の計画・実施に関する根幹的な規定。しかし、面談を行った CONCETTI によると実効性はない模様。9 割は建設管理政令 16 号に代替されたことになっているが、どの部分がどのように変更されたか明確でないとのこと。

⁸ 建設法(2003 年 11 月施行、MOC 主管)：建設・投資政令 52 号のうち建設管理部分について概ね規定。

⁹ 建設管理政令 16 号(2005 年 2 月施行、MOC 主管)：建設法傘下の政令。公共投資事業のうち建設事業に係わる計画・実施(調達を含む)について規定。

投資効率の観点から問題あり¹⁰。

- ただし、この問題については、一部ドナーの手続きの特殊性に関係があると思われる(例えば、JICAの技術協力は、要請書の作成・提出のタイミングや要求内容・水準等の点で他ドナーと大きな相違があるとの指摘あり)。
- ・ 不明確な PMU の法的地位、責務・権限、PMU 職員の能力不足、セクター省庁・プロジェクト主管官庁等による PMU の不十分な監視・監督等により ODA 実施体制にチェックアンドバランス機能が内在化されておらず、効率的な ODA の実施管理が阻害されている。
 - MPI は、2005 年 8 月の首相指示により PMU の機能・責任・権限・組織・運営・監督監理について明記した規則(ODA の PMU 組織・管理に係わる規則)を策定中。これまでに PMU 改善に向けたレビューを行い、ODA 管理メカニズムにおける問題点を確認した。
- ・ 分権化の流れの中で、セクター省庁や地方省は所管する範囲の案件選定に大きな影響力をもつようになってきた。これに伴い、案件形成・投資選択に係わるセクター省庁や地方省の能力強化が必要になっている。
 - 大規模 ODA 事業「グループ A」は MPI や MOF 等中央主導で案件選定を行うが、比較的規模が小さい「グループ B・C」事業はセクター省庁や地方省が案件選定に強い権限をもつ。投資効率性等を踏まえた適切な評価・審査・実施が行われるよう、セクター省庁や地方省の能力を強化することが急務。

< 案件のモニタリング・評価 >

- ・ モニタリング・評価システムは、ベトナム政府内では未確立である。公共投資事業の効率性・持続性等に対する問題意識も不十分であったため、モニタリング・評価を強化させ、アウトプット・アウトカムを測定していくための指標の整備が必要になっている。さらに、既往事業の教訓を他案件や政策レベルにフィードバックしていく仕組みづくりが必要で、そのためには計画担当者、モニタリング・評価担当者の意識改革・能力強化(ログフレームの考え方等の普及等)が重要。
- ・ 現在、MPI は ODA 大規模プロジェクトに絞って、モニタリング・評価システムの構築に努めている。2003 年から AusAID の支援を得て VAMESP(Vietnam Australia Monitoring & Evaluation Strengthening Project)に取り組んでおり、将来的には、ODA 以外の政府の公共投資事業にも段階的にモニタリング評価システムを拡大していく意向。
 - VAMESP では 5 Banks と連携して、パイロット PMU に対して四半期プログレスレポートの調和化の取組みを進めている。一部 PMU に試験的に共通のプログレスレポートのフォーマットを導入し、調達・ディスパース・環境社会配慮等、事業進捗に係わる情報が適切に把握できるように作成。MPI は共通プログレスレポートを全国に普及したいと考えており、VAMESP では標準化された National Indicators を使用した National Monitoring Tool を全国に導入することを目指している。
- ・ モニタリング・評価に関しては、市民社会(CSO)が重要な役割を担いつつある。例えば、VUSTA

¹⁰ ベトナム政府・関係ドナーが実施中の ODA 管理のための包括的能力構築プログラム(CCBP: Comprehensive Capacity Building Program for ODA Management)と AusAID が実施中の越豪モニタリング・評価強化プロジェクト(VAMESP)では 5Banks と連携して、ベトナム政府とドナー側の F/S フォーマットの調和化に取り組んでいる。CCBP は一部 PMU に対して試験的に F/S 作成能力強化のためのトレーニングを行っている。

(Vietnam Union for Science and Technology Association)はアンブレラ NGO として、傘下の NGO の協力を得て関連する開発分野において、ODA のみならず政府事業に対する監視を行っている。受益者・影響を受ける住民等を含む関係者の参加型プロセスが進みつつある。

- ・ なお、五ヵ年計画の中間評価は行われておらず、同計画に基づく政策評価はかなり将来的な課題と思われる。

< ドナー・マネジメント >

- ・ 上述した制度上の課題にもかかわらず、ベトナム政府は援助・ドナーを巧みに活用してきていると思われる。ベトナム政府は ODA を数ある財源の 1 つと捉え、より広い視点から ODA を位置づけていると考えられる。
 - 「低所得国からの早期脱却、中進国の仲間入り、工業化・近代化の促進」という中長期開発ビジョンの下、ベトナム政府は経済発展段階に応じた ODA の戦略的活用を具体的に描いているようである。MPI 幹部との面談を通じて、ベトナム政府は、商業ベース資金、準商業ベース資金(IBRD、ADB-OCR)、ソフトローン、グラントの分野ごとの役割分担や、経済発展段階に応じた各資金の活用の割合等について具体的な考えを持っていることが窺えた¹¹。
 - 面談したドナー関係者からも、ベトナム政府は、ドナーとの良好な関係を維持することで対外関係におけるベトナム政府への信頼を高め、他の資金の動員を促すという視点をもっているとの指摘があった。すなわち ODA は投資資金の補完的な財源と考え、開発における「触媒」としての役割も期待しているようである。このようにベトナム政府は、ODA の政治・経済的な意義を踏まえて戦略的活用を検討している模様。

(3) 政治と行政の関係

- ・ 共産党一党独裁体制をとるベトナムの意思決定は、共産党が強い権限をもつ。重要な政策決定は共産党で行われ、行政がそれに従う。議会の役割は限定的で、省庁間の調整も必ずしも強くない。
- ・ このようなベトナム特有の政治システムの中で、首相がリーダーシップを発揮しづらい構造となっている。計画プロセス・諸制度の整備等の重要イシューについて、本来的には首相府が総合調整の役割を果たし、意思決定を行うことが望ましいが、実際にはその役割は限定的である。
 - 首相は行政のトップであるが、同時に共産党幹部として政治と行政を繋ぐコーディネーターの役割を果たす。従って、形式的にはトップダウン方式による政策決定が行われているが、行政のトップとしての首相の役割は限定的で、国の政策・開発の方向性等に係わる決定は共産党が掌握している。

¹¹ 本件については、2006 年中間 CG 会合の配布資料として入手したベトナム政府が策定中の “ Strategic Framework for ODA Mobilisation and Utilisation (2006-2010) ” のサマリーには明確な記載はなかった。

3. 今後の調査の進め方

今後取り組むべき方向については、現在進めている調査報告書のとりまとめ・発信方法（今年度の活動）、本調査のフォローアップとして、さらに分析を深化・拡充していくことが望ましいテーマ（来年度に及ぶ活動）、ベトナムの制度構築や援助効果向上への取り組みを支援する可能性（来年度に及ぶ活動）、という観点から検討していくことが妥当と思われる。

（1）現在進めている調査報告書のとりまとめ・発信方法

- ・ 今回出張を通して、東アジアの先行国の開発行政制度の構築の経験や多様なモデル、大規模インフラのマネジメント体制について関係者から強い関心が示されたところ、GRIPS 調査の分析や打ち出そうとしている方向は意義があると思われる。
- ・ 同時に、中央経済官庁の役割・調整機能を考える際に公的アクターに焦点をあてることの意義、問題意識を明確にするなど、調査の枠組みの提示の仕方を工夫したい（導入章での工夫等）。
- ・ また、事例分析を含め、可能な範囲で客観的データに基づく補足説明ができるよう努めたい。
- ・ 民間セクターの扱いについては、別途 VDF で取り組んでいる工業マスタープラン策定支援において、タイ、マレーシア、ベトナムの官民の調整メカニズムを比較分析しているところ、本調査では掘り下げた分析は行わず、VDF の活動と相互補完的なものと位置づけたい。（なお、後述のとおり、GRIPS で今秋から始める新コース用には、本調査と VDF の研究成果を組み合わせた教材を作成中。）
- ・ 発信活動としては、11 月上旬のセミナーの企画（於東京、マレーシアから専門家を招請予定）、ニーズがある途上国や国内関係者を対象としたフィードバック・セミナー（フィリピン等）、GRIPS 新コースにおける教材として成果活用、等を検討中である。

（2）今後、分析を深化・拡充していくテーマ（引続き要検討）

- ・ 地方分権化は、今後理解を深める必要がある課題の一つである。ベトナムでも強い関心が示されたように、今日の途上国は 70～80 年代に比べ、地方分権化への強い国際的要請に直面しており、開発行政の制度設計や援助マネジメント強化に取り組むうえで分権化の視点は重要と思われる。同時に、権限委譲の範囲やシークエンス、事業の種類を含め、分権化には多様な側面があるので、焦点の絞り方を検討する必要がある。
- ・ また、制度変革がおこるダイナミズムについての分析も、（現行調査で取り組んでいる）開発行政制度の比較分析を補完する興味深い視点と考える。

（3）ベトナムを対象とした活動の可能性（引続き要検討）

- ・ 能力開発や援助効果向上の動きが活発に展開している同国において、（ドナー主導でなく）ベトナム人の視点からこれらの課題への取り組みを議論すべく、VDF をベースにベトナム人研究者・実務者を動員したネットワーキング活動の可能性を検討したい（上記（1）・（2）は幅広い読者を想定した「概論」であるのに対し、（3）はベトナムが直面する課題により焦点をあてるもの）。
- ・ 今回ベトナムで行った意見交換をふまえ、候補となるテーマは以下のとおり。

- マクロの問題： 開発資金の動員（発展段階における資金ミックス）、ODA 配分の重点分野（五ヵ年計画の目標との整合性を念頭）
- 開発行政制度の問題： 中央経済官庁の役割・機能、調整メカニズム、公共投資事業と ODA 受入れ手続き、地方分権化
- 民間セクターとの関係： ビジネス環境整備と ODA の役割

以上

別添 1： 面談先

別添 2： ODA 政令 17 号の改定後(権限委譲後)の具体的な案件形成プロセス(案)

面談先（2006年6月12日～16日）

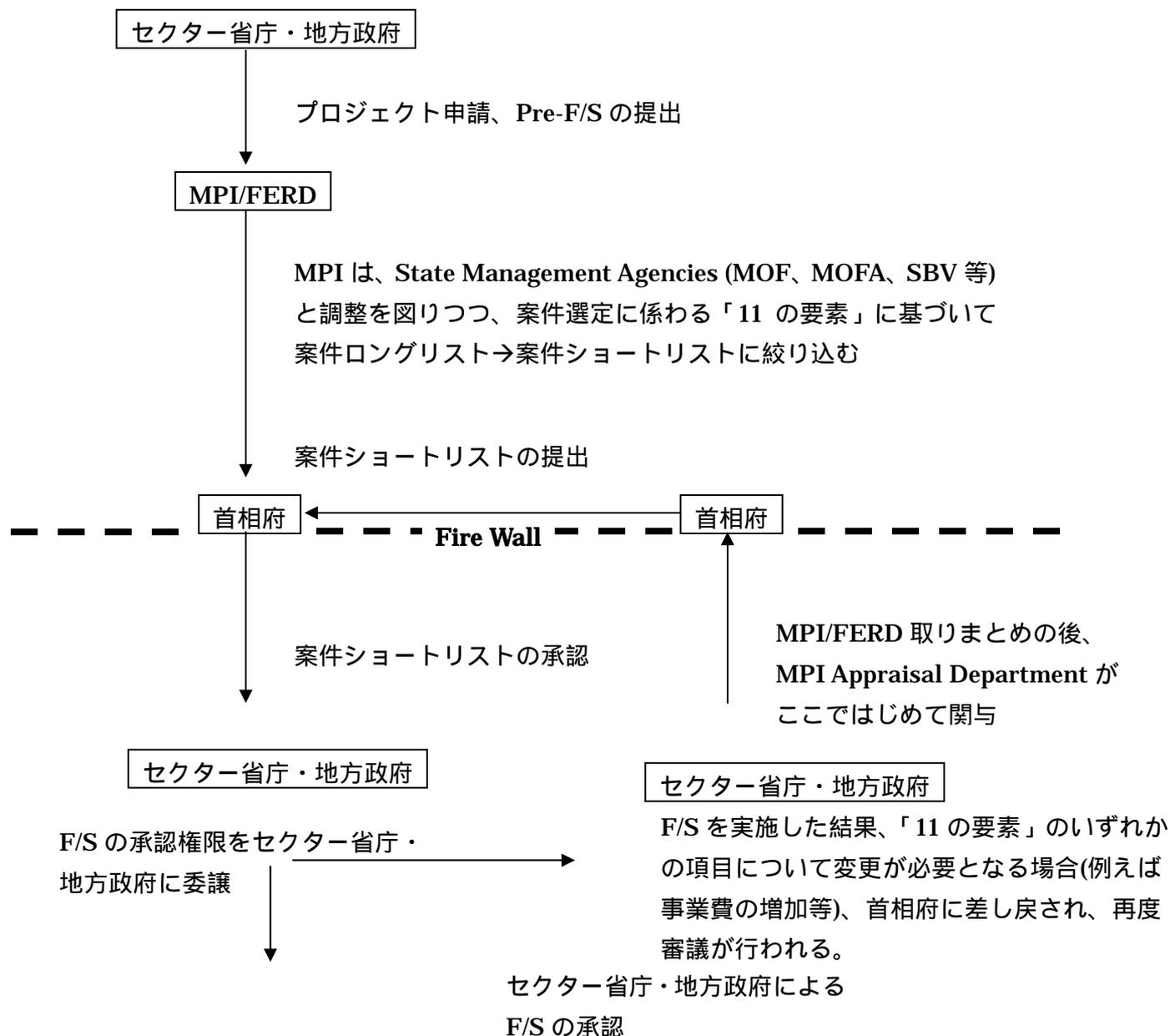
< 個別面談 >

- ・ 在越日本大使館
- ・ JBIC ハノイ事務所
- ・ JICA ベトナム事務所
- ・ 計画投資省（対外経済関係局）
- ・ 財務省（国際金融局）
- ・ アジア開発銀行
- ・ ALMEC
- ・ CONCETTI
- ・ CDOPP プロジェクトチーム

< ワークショップ等 >

- ・ VDF Workshop（ベトナム政府関係者・研究者、ドナーを含む開発援助関係者）
- ・ ハノイ開発勉強会（ハノイ在住の日本人の開発援助関係者）

ODA 政令 17 号の改定後(権限委譲後)の具体的な案件形成プロセス(案)¹²



¹² MPI 対外経済関係局の幹部より聴取した内容を図示したもの。